

# 全国木材資源リサイクル協会連合会

## 平成 29 年度第 2 回調査及び広報推進委員会議事録

開催日時 平成 29 年 9 月 22 日(金) 14:00～  
開催会場 中央区立環境情報センター 第 2 研修室  
出席者

### 委員

全国木材資源リサイクル協会連合会・関東協会	原 信男 委員長
住友林業(株)	矢吹 賢二 委員
(株) グーン	桑野 俊 委員
フルハシEPO(株) (東海協会兼務)	仁木 智之 委員
住友大阪セメント(株)	田中 健太郎 委員
ホクザイ運輸(株)	芦塚 雄介 委員

### 地域委員

北日本協会事務局	高橋 秀孝 委員	
中四国協会事務局	岡崎 博紀 委員	(有)赤碕清掃
九州協会事務局	河野 秀彦 委員	中山リサイクル産業

(株)

### 欠席委員

(株)エコグリーン	山口 良治 委員	
JFE エンジニアリング(株)	金森 聖一 委員	
近畿協会事務局	三砂 和浩 委員	木材開発(株)

(プレス)	日報ビジネス(株)	徳永 杉太
	環境新聞	黒岩 修
(事務局)	十川 有子 (連合会)	

### <会議概要>

#### 1 委員長挨拶

本日は国への要望をメインに、各地域における需給状況と、本年度調査結果報告、及びFIT認定の北日本の事例について、皆様のご意見をお聞きし、連合会としての意見をまとめたい。(原委員長)

## 2 議事要旨

### (1) 国への要望

(原委員長)

昨年度に提出した国への要望と、それを受けて開催した国との検討会における回答について整理し、今年度の要望書の追加・継続・削除等について検討した。

#### 【環境省】

##### 1. 廃棄物の適正処理

###### (1) 廃棄物の区分、種類について

・パレットが一般廃から産廃へ変更されたように、生木の扱いについて資源物として位置付けたり、産廃への区分にするよう求めている。この要望については、今年の7月に総務省行政評価局から公表された「森林の管理・活用に関する行政評価・監視 結果報告書」と、関東協会で昨年実施した自治体調査の結果を踏まえた表現に変えていくのはどうか。(原委員長)

「森林の管理・活用に関する行政評価・監視 結果報告書」について、原委員長から概要の説明があった。

行政評価の報告書によれば、H28年1月に間伐材等由来の21の発電設備を調査し、そのうち9発電設備では、0.2万t～3.1万tの範囲で年間使用実績量が予定数量を下回っており、さらにそのうち6発電事業者では、地域の他の発電設備や既存工場と燃料調達競合し、買取価格の上昇などによって、計画通りに燃料調達ができなかった。またFITの納入状況については、38チップ加工業者に調査を実施し、以下3点の事例があった。①間伐材等由来ではない木質バイオマス、間伐材等由来としてチップ加工業者に納入し、チップ加工事業者も発電設備に間伐材等由来として納入している事例、②チップ加工事業者が、伐採段階の証明書や、加工流通段階に必要な証明書を入手・作成せず、間伐材及び一般木質バイオマスとして発電設備に納入していた事例、③伐採段階で素材生産者から必要な証明書を入手していても、記載内容が不十分で証明内容を照合できなかった事例。

また、一般木質バイオマス(24円材)の取り扱いについて、林野庁、資源エネルギー庁、環境省で見解が異なっており、調達価格区分が不明確である点を指摘されている。

・上記報告書と、さらに関東協会で行った自治体調査結果も踏まえ、生木の取り扱いについて適正区分について表現を変更して継続して要望することとした。(原委員長)

・剪定枝の取り扱いについて、各地域の状況をお聞きしたい。(桑野委員)

・街路樹等の剪定枝については、自治体によって一般廃(17円)であったり、由

来が取れる産廃(24円)であったりと統一されていない。(河野委員)

(2) 排出事業者責任の徹底について

昨年の国の回答として、廃棄物処理法見直しでも排出事業者の責務の強化を検討しているとのことだった。食品廃棄物の不正転売の事例がきっかけとなっていたようだが、3月の同法改正により、排出事業者の責務の強化がされたと認識してもよいかどうか。改正内容では不十分であれば継続して要望したい。(原委員長)

(3) 小規模処理施設による不適正処理の排除について

この要望については、不適正事例については適切に対応するとの国からの回答があり、具体的事例の把握が必要となってくる。この件について、情報提供いただきたい。(原委員長)

(4) 木くず破砕施設の生活環境影響調査について

有価物は環境影響評価の対象外となっている点について、国からは、廃棄物でないため、廃棄物処理法の規制は対象外だが、別の環境法令の規制を受けると回答されたが、要望の焦点とは異なる。「廃棄物処理施設と同様に、生活環境をまもるための措置を講じられたい」のように文言を変えて、要望することとしたい。(原委員長)

2. 廃棄物処理業の手続き

(1) 許可申請書類等の書式の統一について

今年の4月に廃棄物処理法の施行規則の一部改正の省令の交付によれば、都道府県ごとに異なっていた書式を統一するとの記載あり、29年10月1日に施行されるとのこと。内容を確認し、収集運搬だけでなく処理業も含む書式の統一であれば、要望から削除することとしたい。(原委員長)

(2) 老朽化による破砕機の更新時の手続きの簡略化

この要望については、個別事例の収集が必要と思われるため、情報提供をお願いしたい。(原委員長)

3. 優良産業廃棄物処理業者認定制度における優遇措置の拡充

国からの回答では、優遇措置について検討を進められる予定とのことであったが、優遇措置の拡充について進展は見られないため、継続して要望したい。(原委員長)

#### 4. バイオマス発電利用の推進に伴う手続きの簡略化について

この要望については、国から具体的弊害を示してほしいとの回答なので、具体事例について、事務局まで情報提供を頂きたい。(原委員長)

#### 5. 災害時の対応について

(1)大規模災害廃棄物対策地域協議会に連合会の参画を諮らねたいという要望をしたが、特定の団体の単独参加は難しいとの回答であった。しかし災害時の対応は連合会として大切な役割であり、「災害時には連合会のノウハウを活用されたい」というような文言へ変更したい。(原委員長)

・九州では、熊本地震や北九州の豪雨の時にも、木くずの処理は焼却処分するとしてもコストがかかるためバイオマス利用しかない状態。熊本地震の時には17円材として納入し、その時は建廃同様カロリーの高い燃料であった。しかし、水害の時の流木は、生木で17円且つ余剰状態の現状では利用価値が下がってしまう。広域処理はコスト面から合わないため地域で処理するしかない。今後もいつどこで災害によって大量の木くずが発生するかわからないため、FITの固定価格に災害材というような枠組みを組んで、ユーザーにとってもメリットのある価格帯を作ってほしい。流木は本来は24材になるので、今回の水害についても林野庁に問い合わせたところ、河川管理者から証明が出れば、24円になるが、証明がなく一般廃棄物なら17円になる。ユーザーにとってメリットのある価格設定にすることで、広域処理も可能になるだろうし、今後も日本全国どこでも災害が起きる可能性があるため、ぜひ要望してほしい。(河野委員)

・国で災害廃棄物対策推進検討会が発足していたので、そこでの議論も踏まえて要望内容を検討する方がよいのではないか。(芦塚委員)

(2) 原発事故の影響については、北日本協会の実情を踏まえ今後も継続。

(3) 大地震等の際の保管場候補地のリストアップについても継続。

#### 6. 軽油取引税の免税制度については、所管の違いを踏まえて表現を変更。

7. 廃棄物処理業における設備の減価償却年数の取り扱いについては、担当部に相談をしてほしいという国からの回答もあり、この要望については要望した協会と相談の上、表現を変えるか取り下げとしたい。(原委員長)

#### 8. 業種の認定については要望継続。

9. 外国人研修生の受け入れについても要望継続。

**【経済産業省】**

FIT制度の改正があったため、改正内容を踏まえた要望とする。

改正①系統接続契約の締結を認定条件のひとつにした。

改正②設備の認定から事業計画の認定になった。

1. 再生可能エネルギー固定価格買取制度について

(1) 既存利用者への影響がないよう要望していたが、この点は継続したい。また、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（木質バイオマス発電）3月」に燃料調達に関して「建設資材廃棄物を燃料とする場合、燃料調達地域の木材資源リサイクル協会との事前調整を行うこと」と明記されたため、本ガイドラインの的確な運用の確保として要望したい。またこの件に伴い、建廃利用の発電計画が各地域協会事務局に事前調整がきた場合、連合会事務局あてにご連絡頂きたい。（原委員長）

(2) FIT認定内容の公表、閲覧については、数字だけが市町村別にウェブサイトで公表しているので、さらに事業者別に公表するよう要望することとしたい。（原委員長）

(3) 木質バイオマス発電の適正配置については継続。

(4) 木質バイオマス発電の認定についての事前協議については、事業計画策定ガイドラインの的確な運用の確保として修正して要望。

**【農林水産省】**

1. 「再エネ法」に基づく木質バイオマス発電事業の推進について

(1) 木質バイオマス発電の適正配置については継続。

(2) 木質バイオマス発電の認定についての事前協議については、事業計画策定ガイドラインの的確な運用の確保として修正して要望。

(3) FIT制度における不適正事例が発生することのないよう、罰則の創設、監視体制の強化、由来証明・製品チップの種類別出荷管理の厳格化等の要望についても、総務省の行政評価・監視結果を踏まえた表現に変更して要望することとしたい。（原委員長）

(4) 合板型枠の取り扱いについても継続。

(5) マテリアルの既存ユーザーへの影響を及ぼさないという要望も継続。

(6) 林野庁の木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果の公表については、市町村単位レベルの公表を要望していたが、公表結果を精査してから修正して要望することとしたい。(原委員長)

2. 木質チップの品質確保については継続。

3. 木材資源の地産地消の促進についても継続。

4. 森林経営計画の積極的な策定については、連合会は建廃だけではなく森林関係の会員もいるため、継続して要望することとしたい。(原委員長)

その他、国土交通省への要望事項も継続とし、各地域協会で把握している新規発電所の計画と、要望に係る不適正事例及び個別事例、具体的弊害等の集約をしたのち、連合会事務局で要望書を作成することで合意。

2. 各地域における需給状況について

10月27日に繊維板工業会主催の「木質ボード部会シンポジウム」にて原専務理事による「木質リサイクルチップ供給の現状と将来」と題して発表することに関して、発表資料および内容の精査を行った。発表内容は以下の通り。

1. はじめに

- ・全木リ連の団体の性格
- ・法制度の変遷と木材リサイクル
- ・R P S法施行当時の混乱により学んだこと
- ・燃料チップ平均価格の動き
- ・木質リサイクルチップの三大品質因子

2. 全木リ連の取り組み

- ① 品質規格の策定
- ② 発電利用木質バイオマス証明に係る事業者認定団体
- ③ 地域別木質チップ市場価格の公表
- ④ 木質バイオマス発電に対する提言

3. 各種統計にみる発生量と利用量

- ① 建設発生木材等の発生量・・・国土交通省のデータから
- ② 木くず排出量と再利用率・・・環境省のデータから
- ③ 木材チップの由来別利用量・・・林野庁のデータから
- ④ バイオマス発電設備・・・資源エネルギー庁のデータから

#### 4. 全木リ連アンケート

- ① 原料・燃料別生産量
- ② 品目別取扱量

#### 5. 最近の取り組み

- ① 木質系廃棄物発生量調査
- ② 建設系廃木材需給調査
- ③ 適合チップ認定のためのガイドライン

#### まとめ

・資源エネルギー庁による、バイオマス発電設備の建設資材廃棄物の導入見通しは2030時点で37万kWとされているが、H29年3月時点で、導入容量の移行分33万kWと新規の認定容量87450kWを合わせると、約42万kWとなる。皆さんにサーマル関係の最近の需給についてお聞きしたい。特に原木の取り扱いについてはどうか。(原委員長)

・九州では特別に原木の取扱量が増えているということはない。(河野委員)  
 ・原木に関しては、産廃の処理業者ではなくチップ製造業者が専業でしている所も多い。特に製紙会社のところでは、必ず紐づいてそのような業者がある。(矢吹委員)

#### 3. 平成29年度各種調査結果速報 (事務局 十川)

今年度の連合会の調査結果について事務局から報告があった。

##### ・平成29年度木質バイオマス需要調査結果

今年度は222工場へ調査票を送り、133工場から回答があった(昨年は172工場へ送付、110工場からの回答)。回答率としては60%であった。木質チップの需給に関しては確保できていると回答したユーザーが大半で、不足している回答したのは1社のみであった。品質については「条件を満たしていないものがある」の項目がH27年から段階的に減っており、わずかずつではあるが、品質向上が見られる。

##### ・FIT認定事業者取扱実績報告について

昨年度のFIT実績報告では、78事業所のうち77事業所から回答があり、総出荷量及び間伐材等、一般木質についての実績数値の報告があった。また公表用資料について、中四国は認定事業所が1カ所のみのため、数値に関しては非公

表、合計数値にも反映せずとすることで合意。

4. ユーザー懇談会について (原委員長)

平成29年11月8日のユーザー懇談会について、方向性や国から聞きたいことがある、ご提案いただきたい。(原委員長)

・国土交通省の住宅局住宅総合整備課に、全国空き家対策推進協議会について話を聞きたい。(矢吹委員)

5. エコプロダクツ2017について (事務局 十川)

事務局からエコプロダクツ2017に関して説明があり、展示会の担当者等を決めた。

6. その他

(1) FITの認定について(北日本) (北日本 高橋委員)

北日本木材資源リサイクル協会におけるFIT認定について、以下のような問合せがあり、今後のFIT認定事業者の審査のあり方について検討したいということで、北日本協会事務局長の高橋委員から説明があった。

・現在稼働中または稼働予定の木質バイオマス発電施設の中で、原木搬入の可能な施設が大変多くなっている。このことから伐採した原木を自社チップ工場に運び込まず、直接発電施設へ運びたいという声がある。そうした要望は協会会員やFIT認定事業者から出ており、輸送コストや製造の手間等を考えれば当然の流れであり、チップであれ原木であれ、FITの認定には変わりはないのではないかと考えている。

今後このような要望が他の地域からも出る可能性もあり、またそのような趣旨での入会希望も増えるかもしれない。

以上のことから、これまでとは違うFITの取り扱いを希望する事業者への対応や、その際に必要となるルール及び地域協会の管理面においても課題があり、検討することとしたい。(高橋委員)

・山から原木を搬出して、発電所へ直接納入するとは言っても、破碎施設もなく伐採した原木を証明するのは無理がある。(高橋委員)

・原木のまま証明できれば、九州でも認定していきたい。同じ現場から24円材も17円材も一緒に出てくることは考えられないので、書類管理ができていれば問題ないのでは。(河野委員)

・現場と広さと出てくる量がきちんと把握できれば認定できる。(矢吹委員)



- ・チップに加工されているか、原木のままかという違いがあるだけで、業者が処理能力の関係上、原木のまま発電所に納入したいということ。(高橋委員)
- ・商流、チップ加工と原木流通でそれぞれ別の認定という認識でよいか。(原委員長)
- ・原木で認定も出す場合は、協会員以外は管理も行き届かないので、認定は出さないというルールも必要。(河野委員)
- ・H24年8月に連合会がFITの認定団体になった当初は、チップ工場の破砕施設・保管施設を審査して認定するということがあったのが、H25年10月から保管施設を有さない物流会社であっても、販売するバイオマス燃料の仕入れ先が限定される場合や、林野庁のガイドラインが確実に担保できる事業者からは申請を受けることにした経緯がある。ただし、PKS等の輸入材に関しては、連合会の範囲ではないので対象とはしないということになった。(原委員長)
- ・原木をチップ工場が買い、そのチップ工場が破砕せず発電所に納入する場合はどうか。(芦塚委員)
- ・自前の破砕施設を持っているが、破砕せずに発電所に納入する場合は想定している。(高橋委員)
- ・中間処理で設備を持っている事業者が、現場から出る原木を発電所に納入する場合と限定した方がよい。(矢吹委員)

上記の議論を受け、申請者が協会会員であることと、チップ製造と原木搬入でそれぞれ別に認定するという形式で、具体的に申請時のルール等を設定し、本委員会で詳細を検討した後に、原木流通に係る事業者認定の申請を受けることで合意。

(2)その他 木材サミット2017の概要、本棚講座報告、環境イベントポータルサイト「BLUE SHIP」について、事務局から説明及び報告があった。

閉会 16:00

次回委員会は1月ごろを予定

(文責：十川)